

○和泉市介護保険運営協議会規則

平成 12 年 3 月 31 日

規則第 16 号

(目的)

第 1 条 この規則は、和泉市介護保険条例(平成 12 年和泉市条例第 7 号)第 19 条の規定に基づき、和泉市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 介護保険事業計画の見直しに関すること。
- (2) 介護保険に関する施策の実施状況の調査に関すること。
- (3) 介護保険に関する重要事項の審議に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 被保険者の代表
- (2) 介護に関し、学識又は経験を有する者の代表
- (3) 公益代表
- (4) 市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 12 規則 41・一部改正)

(会長)

第 4 条 協議会に会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第 5 条 委員会の目的をより効率的かつ効果的に遂行するため、委員会に事業所選考部会を設置する。

- 2 事業所選考部会は、委員のうちから会長が選任する者及び会長をもって組織する。

(平 25 規則 37・追加)

(会議)

第 6 条 会長は、協議会を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 25 規則 37・旧第 5 条繰下)

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(平25規則37・追加)

(報酬及び旅費支給等)

第8条 委員の報酬及び旅費支給等に関しては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年和泉市条例第22号)の定めるところによる。

(平25規則37・旧第6条繰下)

(協議会の庶務)

第9条 協議会の庶務は、介護保険主管課において行う。

(平25規則37・旧第7条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 3 平成24年度中に委嘱された委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(平24規則55・追加)

附 則(平成12年規則第41号)

この規則は、平成12年12月21日から施行する。

附 則(平成24年規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。